

書類送付のご案内



〒160-0004

東京都新宿区四谷2-11

アシストビル8階

株式会社イマジン・コーポレーション

管理部 kanribu@imagine-c.co.jp

TEL 03-5312-5401

FAX 03-5312-5402

拝啓

時下、ますますご清祥の段、お喜び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

下記、書類ご送付いたしますので何卒よろしくお願いいたします。

敬具

記

イマジン・コーポレーション 入居申込書・記入例	1 部
保証会社同意書（日本セーフティー、エルズサポート）	各1 部
おへやサポート 加入申込書	1 部
インターネット・ライフライン ご案内依頼書	1 部
必要書類案内書	1 部

この度は弊社管理物件をご紹介いただき誠にありがとうございます。

ご依頼いただきました申込書をお送りいたしますので、ご査収下さいます様お願いいたします。

保証会社利用時には審査に伴いご契約者様の身分証（表裏）の提出が必要となります。

なお、詳細は必要書類の案内書を合わせてお送りいたしましたのでご確認くださいませ。

※初回保証料は50%で、1年毎に10,000円の保証料が発生します

その他、申込時に必要となる書類は、申込書に記載しておりますのでお忘れなく添付下さい。

全てご記入いただいている申込書より番手決定となります。

記入漏れ・必要書類の不備等のないようご注意ください。

※ 賃料発生日（入居日）は申込後最長2週間といたします

※ FAXにて申込書類をお送りいただき、身分証明書が不鮮明な場合

メールにて再送付をお願いする場合がございますので、あらかじめ

メールにて申込書類をお送りいただけますようお願いいたします

管理部宛 kanribu@imagine-c.co.jp

以上

賃貸借物件申込書（個人用）

【外国籍】

【保証会社利用】

物件名			号室		所在地		
フリガナ					フリガナ		
					〒 -		
賃料	管理費	敷金	礼金	駐車場賃料	その他費用	転居理由	
円	円	ヶ月	ヶ月	円	円		
賃借人	フリガナ			フリガナ			
	氏名			現住所	〒 -		
	携帯電話			メールアドレス			
	生年月日	年	月	日	歳	男	女
	フリガナ			フリガナ			
	勤務先（学校）			住所	〒 -		
	電話番号			業種			雇用形態
	部署（学部）		役職（学年）		勤続年数	年	年収
入居者	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	携帯電話	勤務先・学校
	フリガナ			年	月	日	
	メールアドレス						
	フリガナ			年	月	日	
緊急連絡先 日本	フリガナ			フリガナ			
	氏名			住所	〒 -		
	電話番号			携帯電話			
	生年月日	年	月	日	歳	男	女
緊急連絡先 本国	フリガナ			フリガナ			
	氏名			住所	〒 -		
	電話番号			携帯電話			
	生年月日	年	月	日	歳	男	女

●上記内容と契約内容が相違した場合及び虚偽、不明点が在った場合は契約をお断り致します●

上記の通り入居申込致します。			
又相違点があった場合はただちに解約となり一切の金銭が返金とならないことを承諾致します。			
年	月	日	氏名
			印
入居予定日	年	月	日
担当者名			電話番号

【必要書類】

契約者：身分証明（運転免許証・健康保険証・在留カードのコピー等）

※審査の状況により、別途書類が必要となる場合があります。

株式会社イマジン・コーポレーション 東京都新宿区四谷2-11アシストビル8F

TEL 03-5312-5401

FAX 03-5312-5402

【記入例】



赤枠内全てご記入ください（フリガナ含む）

記入漏れ・必要書類不備のないお申込より番手決定させていただきます。

賃貸借物件申込書（個人用）

【外国籍】

【保証会社利用】

物件名 フリガナ			号室	所在地 フリガナ 〒		
賃料	管理費	敷金	礼金	駐車場賃料	その他費用	転居理由
円	円	ヶ月	ヶ月	円	円	
賃借人	フリガナ	フリガナ		〒		
	氏名	現住所		〒		
	携帯電話	メールアドレス				
	生年月日	年 月 日	歳	男 ・ 女	国籍	
	フリガナ	フリガナ		〒		
	勤務先（学校）	住所		〒		
	電話番号	業種	雇用形態			
	部署（学部）	役職（学年）	勤続年数	年	年収	万円
入居者	氏名	続柄	性別	生年月日	年齢	携帯電話
	フリガナ			年		
	メールアドレス					
	フリガナ			年		
緊急連絡先 日本	フリガナ	フリガナ		〒		
	氏名	住所		〒		
	電話番号	生年月日		年 月 日		
緊急連絡先 本国	フリガナ	フリガナ		〒		
	氏名	住所		〒		
	電話番号	生年月日		年 月 日		
	生年月日	年 月 日	歳	男 ・ 女	続柄	

※派遣の場合、派遣元をご記入ください

※契約者が入居される場合は「同上」とご記入ください
※2名入居の場合は同居人の情報をご記入ください
(ただし、同居人は親族・婚約者のみといたします)

※緊急連絡先について
母国緊急連絡先→ 親族か配偶者

日本緊急連絡先→ 日本国籍の方か日本の永住権を取得している外国籍の方
(在留カード必須)

●上記内容と契約内容が相違した場合及び虚偽、不明点が在った場合は契約をお断り致します●

上記の通り入居申込致します。
又相違点があった場合はただちに解約となり一切の金銭が返金としないことを承諾致します。

年	月	日	氏名	印
入居予定日	年	月	日	仲介業者名
担当者名			電話番号	

※即入居可物件は申込日より最長2週間とさせていただきます



申込時必要書類

※審査状況により別途書類をご提出いただく可能性がございます

- ①在留カード（外国人登録証表裏）
 - ②特別永住者証明書（表裏）
- } いずれか

賃貸保証委託申込書【個人用】入居申込書添付用

兼「個人情報取得・保有・利用・提供等に関する同意事項」同意書

取扱店	NO.041766 株式会社イマジ・コーポレーション
	TEL 03-5312-5401 FAX 03-5312-5402
	担当者

フリガナ	物件名	用途	保証人	申込区分	新居 入居中
		☐ 住居専用 ☐ 店舗 ☐ 事務所 ☐ 駐車場 ☐ SOHO ☐ その他()		号室	
内容					
☐ 月払い(弊社集金代行サービス利用必須) ☐ 年払い					

フリガナ	現住所	〒	□持家 □賃貸 □親族同居 □他()
氏名	性別	続柄	携帯TEL
生年月日	年齢		
職業	勤務先	勤務先TEL	
勤務先	所在地	勤務年数	月収 年 万

通信欄

「個人情報の取得・保有・利用・提供等に関する同意事項」に関する同意
私(申込者・賃借人)はあらかじめ入居者・緊急連絡先、および連帯保証人予定者の同意を取得の上、運転免許証等の本人確認書類、および入居申込書等の保証会社(日本セーフティー株式会社)の審査に必要な書類を提出すること、ならびに、保証会社が別紙「個人情報取得・保有・利用・提供等に関する同意事項」に基づいて個人情報を取り扱うことに同意の上、申込みます。

申込者	年 月 日	携帯TEL
氏名(自署)	男 女	自宅TEL
配偶者 ☐ 有 ☐ 無	職業	□公務員 □役員 □正社員 □契約社員 □派遣社員 □パート・アルバイト
		□失業保険受給 □年金受給 □生活保護受給 □無職

【不動産会社様へ】

下記「必要書類」と「入居申込書」を添付して本書をFAXしてください。

FAX 03-6703-4481

日本セーフティー株式会社 新宿支店 TEL 03-6703-4480

必要書類①(本人確認書類)

日本国籍の方 ※いずれか1点	☐ 運転免許証 [表・裏] ☐ 運転経歴証明書 [表・裏] (2012年4月1日以降に発行されているもの) ☐ 健康保険証 [表・裏] (記号・番号・保険者番号部分をマスキングしてください。) ☐ 個人番号カード [表 面のみ] ☐ 住民基本台帳カード (顔写真・氏名・住所・生年月日記載のもの) ☐ パスポート + 住民票 ※住民票のみではお受けしておりません。
外国籍の方 ※いずれか1点に加えて 母国親族連絡票が必須 (永住者・特別永住者は不要)	☐ 在留カード [表・裏] ☐ 特別永住者証明書 [表・裏] + 上記の書類に加えて以下の書類が必要で ☐ 外国籍 母国親族連絡票(弊社書式) ※弊社HP「各種書類ダウンロード」にございます。

必要書類②(下記いずれかに該当する場合)

生活保護受給者 ※いずれか1点	☐ 生活保護決定通知書 ☐ 保護証明書 (受給者番号・公費負担者番号部分をマスキングしてください。)
無職の方	☐ 預金通帳の名義人のページ、および最新の 取引履歴が確認できる2ページ分のコピー
年金受給者	☐ 年金の源泉徴収票
事業用物件の場合 ※上記と併せてご提出	☐ 事業用物件の補足事項記入用紙(弊社書式) ※弊社HP「各種書類ダウンロード」にございます。

※申込内容によっては別途書類(収入証明等)が必要になる場合がございます。
※既にご入居の場合は別途保証会社書式の家賃入金確認表が必要です。

日本セーフティー株式会社

00002

【個人情報の取扱に関する条項】の同意書

年 月 日

お申込者様ご住所欄

202408-01

【個人情報の取扱に関する条項】の同意書

保証委託契約(以下「本契約」という。)の申込者(契約者も含む。以下「申込者」という)は、エルズサポート株式会社(以下「保証会社」という)が、本条項に同意いたします。
また、申込者が複数名の場合には、共同申込者全員の同意の上で、共同申込者の代表として署名することとを承諾します。

第1条(個人情報)

個人情報とは、以下の個人に関する情報等をいい、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいいます。また、その情報のみでは識別できない場合でも、他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも個人情報に含まれます。

- ①氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び月収等の保証委託申込書、保証委託契約書及び保証契約書に記載された属性情報(変更後の情報を含む)、及び本籍地、健康情報、障害情報、生活保護の受給情報などの要配慮個人情報。
- ②保証委託契約及び保証契約に関する買付物件の名称、所在地及び買料等の契約情報。
- ③保証委託契約及び保証契約に関する買付物件の名称、所在地及び買料等の契約情報。
- ④運転免許証、パスポート及び外国人登録証明書に記載された本人確認のための情報。
- ⑤個人の肖像又は音声又は磁気又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
- ⑥裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳、住宅地図等において公開されている情報。

第2条(関連する個人情報)

保証会社は、緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者に関する個人情報についても本条項に従って取り扱います。

第3条(個人情報の利用目的)

保証会社が取り扱う個人情報の利用目的は以下のとおりです。利用目的を超えて個人情報を利用することはありません。

- ①保証委託契約及び買付保証契約の締結可否の判断のため。
- ②保証委託契約及び買付保証契約の締結及び履行のため。
- ③保証委託契約に基づき事前及び事後求償権の行使のため。
- ④サービスの紹介のため。
- ⑤サービスの品質向上のため。
- ⑥ご意見、ご要望又はご相談について、確認、回答又はその他の対応を行うため。
- ⑦買付人及び管理会社からの委託に基づき収納代行事務を行うため。
- ⑧買付債権の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算に協力するため。
- ⑨上記①から⑧の利用目的を達成するために必要な範囲での個人情報の第三者への提供。

第4条(個人情報の第三者への提供)

①保証会社は、以下に該当する場合を除くほか、あらかじめ申込者等本人の同意を得ずに個人情報を第三者に提供することはありません。

a)法令に基づく場合

b)人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

c)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

d)国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

②申込者等は、保証会社が申込者等の個人情報を以下の第三者に対し提供することに同意します。

i)第3条記載の利用目的の達成のために、申込者、連帯保証人予定者、買付人、連帯保証人、買付人、管理会社、緊急連絡先若しくは同居人等の申込者等の関係者、又はその他かかるべき第三者に対し提供すること。

ii)その他申込者等が第三者に不利益を及ぼすことと保証会社が判断した場合に当該第三者に対し提供すること。

iii)保険商品、各種サービスの案内・提供のため、氏名、性別、生年月日、住所、電話番号その他保証会社が申込者等より取得した個人情報一式を、保険会社、取扱代理店又は提携会社に提供すること。

③保証会社が個人情報を第三者へ提供する手段又は方法は、システムへの入力、ファイルサーバによる受け渡し、メール、郵送等です。

第5条(第三者の範囲)

以下の場合、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。

①保証会社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取り扱いの一部又は全部を委託する場合(委託先における個人情報の取り扱いについては保証会社が責任を負います)。

②合併その他の事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合。

第6条(家賃債務保証情報取扱機関への登録・利用等)

①申込者等は、保証会社が申込者等との本契約締結可否の判断及び本契約の履行・求償権の行使のために、保証会社の加盟する家賃債務保証情報取扱機関(以下「加盟家賃債務保証情報取扱機関」という)に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合には、保証会社が当該情報を利用することに同意します。

■加盟家賃債務保証情報取扱機関

名称：一般社団法人 全国賃貸保証業協会(略称LICO)
住所：〒105-0004 東京都港区新橋5丁目22番6号 ル・グラシエルBLDG2 4階A
電話番号：0570-088-110
URL：http://jgco.jp

②申込者等は、以下の表に定める個人情報が加盟家賃債務保証情報取扱機関に以下の表に定める期間登録され、加盟家賃債務保証情報取扱機関の会員により申込者等との契約締結可否の判断及び契約の履行・求償権の行使のために利用されることに同意します。

③申込者等は、買付人が申込者等に対して建物明渡請求訴訟を提起した場合に、これにかかる情報を、買付人が保証会社に対し、保証会社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録する目的で提供することに同意します。

④原則として申込者等本人に限り、加盟家賃債務保証情報取扱機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟家賃債務保証情報取扱機関が定める手続き、及び方法によって行なうことができます。

第7条(信用情報機関への登録・利用等)

①申込者等は、保証会社が申込者等の返済または支払能力の調査のために、保証会社が加盟する信用情報機関(以下「加盟信用情報機関」という)及び加盟信用情報機関と提携する信用情報機関(以下「提携信用情報機関」という)に照会し、申込者等に関する個人情報が登録されている場合には、保証会社が当該情報を利用することに同意します。

<加盟信用情報機関>

○名称：株式会社日本信用情報機構(略称JICC)
所在地：〒110-0014 東京都台東区北上野一丁目10番14号 住友不動産上野ビル5号館
電話番号：0570-055-955
URL：https://www.jicc.co.jp/

<提携信用情報機関>

○名称：全国銀行個人信用情報センター
所在地：〒100-8218 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020
URL：https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
○名称：株式会社シー・アイ・シー
所在地：〒180-8371 東京都新宿区西新宿一丁目23-7 新宿ファーストウエスト15階
電話番号：0120-810-414
URL：https://www.oic.co.jp/

②加盟信用情報機関に、当該機関より定められた情報(下表の「登録情報」記載の情報、その履歴を含む)が下表に定める期間登録されることで、当該機関及び提携信用情報機関の加盟会員にこれらの登録に係る情報が提供され、申込者等の返済または支払能力に関する調査のために利用されることに同意します。

③当社が、加盟信用情報機関から電話接続状況履歴(全国の固定電話及び携帯電話の接続状況調査結果の履歴で、調査年月日、電話接続状況、移転先電話番号を含む)の提供を受け、契約者及び保証人本人が識別される個人データとして取得し、保証会社が申込者等の返済または支払能力の調査のために使用します。

④契約者及び保証人は、加盟信用情報機関に登録されている個人情報に係る開示請求又は当該個人情報に誤りがある場合の訂正、削除等の申立を、加盟信用情報機関が定める手続き及び方法によって行うことができます。

第8条(個人情報の保証会社への提供)

申込者等は、申込者、連帯保証人予定者、買付人、連帯保証人、買付人、管理会社、仲介会社又は緊急連絡先及び同居人等の申込者等の関係者、申込者等の個人情報を、第3条記載の利用目的のために保証会社に対し提供することに同意します。

第9条(開示等の請求)

①保証会社は、申込者本人又はその代理人様から、保証会社が保有する保有個人データに関して利用目的の通知、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止、第三者提供記録の開示(以下、「開示等の請求」という。)を求められた場合には、遅滞なくこれに応じます。

②開示等の請求をご希望の方は保証会社ホームページ(<http://www.ls-support.co.jp/>)を参照いただき、お問合せ窓口までご連絡ください。

第10条(個人情報の正確性)

保証会社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新内容に保つよう努めます。ただし、保証委託契約又は買付保証契約の申込時又は締結時においてご提供いただいた個人情報と正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第11条(必要情報の提出)

申込者等は、保証委託契約の申込、締結又は履行に必要な情報(運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含む)を提出することに同意します。また、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第12条(個人情報の提供の任意性)

保証会社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証委託契約及び買付保証契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供いただけない場合には、保証委託契約及び買付保証契約の締結をお断りさせていただきます。

第13条(審査結果)

申込者等は、保証会社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、保証会社は、審査結果に関する判定理由は開示しません。また、保証会社は、法令に定められた訂正等・利用停止等の場合、及び第8条に定める請求によるものを除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面についてはいかなる場合にも返却及び削除いたしません。

①保証会社は、その管理下にある個人情報の紛失、誤用及び改変を防止するために、適切なセキュリティ対策の実施に努めます。

②保証会社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第15条(個人情報取り扱い業務の外部委託)

①保証会社は、申込者情報の入力業務を外国に委託しています。

・当該外国の名称：中華人民共和国
・当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報：中華人民共和国個人情報保護法
・当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報：PIPA(Personal information protection assessment)マークを取得・更新し、当該認証に適合した個人情報保護マネジメントシステムを構築・運用しています。

②上記以外の場合も、事業運営上の必要に応じて、業務の一部を外部に委託し、業務委託先に対して皆様の個人情報と預けることがあります。この場合、個人情報を適切に取り扱っていると認められる委託先を選定し、契約等において個人情報の適正管理・機密保持などにより皆様の個人情報の漏洩防止に必要な事項を定め、適切な管理を実施させます。

第16条(統計データの利用)

保証会社は、提供を受けた個人情報をもとに、個人を特定できない形式に加工した統計データを作成することがあります。保証会社は、当該データにつき何らの制限なく利用することができるものとします。

第17条(個人情報保護管理者)

エルズサポート株式会社 コーポレート本部 経営管理部 連絡先：次条参照

第18条(問い合わせ窓口)

個人情報に関する苦情、開示等の請求又はその他のご質問ご相談若しくはお問い合わせにつきましては、以下の問い合わせ窓口までご連絡ください。
エルズサポート株式会社 お客様相談窓口
電話番号：0120-663-220

受付時間：月曜日～金曜日(祝祭日除く)9:00～18:00

第19条(備考)

申込者が法人の場合、第6条は適用外とします。

<加盟家賃債務保証情報取扱機関(LICO)>

登録情報	登録期間
1 氏名、生年月日、住所、電話番号等の本人を特定するための情報	下記の3又は4のいずれかの情報が登録されている期間
2 買付物件の名称、住所等買付物件を特定するための情報	当社が加盟家賃債務保証情報取扱機関に照会した日から6ヵ月間
3 本契約の申込をした事実	契約期間中及び契約終了後債務が消滅してから5年間
4 当社の買付人に対する支払い状況、求償金支払請求訴訟及び建物明渡請求訴訟に関する情報	

<加盟信用情報機関(JICC)>

登録情報	登録期間
1 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等の本人を特定するための情報	左欄2以下の登録情報のいずれかが登録されている期間
2 申込日及び申込商品種別等の申込情報	当社が信用情報機関に照会した日から6ヵ月以内
3 契約の種類、契約日、契約金額、保証額等の契約内容に関する情報(保証額は、買付申込物件の買付1ヵ月に相当する額)	契約期間中及び契約終了後(完済していない場合は完済後)5年以内
4 入金日、入金予定日、滞り金、返済済日、返済済滞り金等の返済状況に関する情報	
5 債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立等の取引事実	
6 債権譲渡	譲渡日から1年以内

私は、保証委託契約内容事前説明書を確認し、個人情報の取扱に関する条項に同意のうえ、保証委託契約の申込を行います。

ご記入日(西暦)	20 年 月 日	お申込者様 ご署名欄 (ご本人直筆でご署名下さい)
----------	----------	------------------------------

※ご契約者名、フリガナ、ご捺印をお願いいたします。

おへやさポート 加入申込書

私は会員規約に同意し、個人情報の取扱いに関して確認いたしましたので
株式会社ハウスドクター 24の運営する「おへやさポート」に申し込みをいたします。

申込区分

☐ 月額 (税込)

☒ 2年一括 19,800円 (税込)

☐ 2年更新 (税込)

お申込日	年	月	日	サービス開始日	年	月	日
------	---	---	---	---------	---	---	---

契約者	フリガナ			印	性別	1. 男	2. 女									
	契約者名 (ご本人署名) ※必須	姓	名		3. 法人	生年月日 (西暦)	年	月	日							
		※名義の変更はできません。 ※法人契約など契約者と入居者が異なる場合は、下記入居者欄にご記入下さい。														
	契約者住所 ※必須	〒					都	道	府	県			市	区	町	村
		町名番地														
マンション・アパート名															号室	
電話番号 ※必須	()					電話番号	()									

※契約者様と入居者様が同一の場合は記入不要です。

入居者	フリガナ			性別	1. 男	生年月日 (西暦)										
	入居者名	姓	名		2. 女	年	月	日								
		〒							都	道	府	県			市	区
	入居者住所	町名番地														
		マンション・アパート名														
電話番号 ※必須		()					電話番号	()								

同居家族	フリガナ	姓	名	続柄	フリガナ	姓	名	続柄
	入居者名				入居者名			
	生年月日	年	月	日	生年月日	年	月	日
	電話番号	()			電話番号	()		

取次店記入欄	物件管理先		取扱店印		
	☒ 自社管理 ☐ 他者管理 ☐ 家主管理 ☐ その他				
	管理会社名 (家主名)				
	株式会社イマジン・コーポレーション				
電話番号	03 (5312) 5401		担当者名	管理部	

- 本申込書はコピーをとり、保管をお願いいたします。原本はお客様にお渡しください。
- 記入後は下記へ必ず FAX していただくか、スキャンの上、メール送信してください。

FAX: 03-6673-4240 ✉: oheya-support@housedoctor24.com

宛先：株式会社ハウスドクター 24 事務局

※加入登録の変更の際は、お問い合わせフリーダイヤルまでご連絡下さい。
TEL：03-6705-8487 営業時間 10:00-17:00 (土日祝・年末年始を除く)

会員規約

第一章 総則

- ◆第1条(規約)
- この規約(以下「会員規約」といいます)は、株式会社ハウスドクター24(以下「当社」といいます)が提供する緊急かけつけサービス「おへやサポート」(以下「本サービス」といいます)を、第3条に定める会員が利用する範囲に適用されます。
- 当社は、本サービスの運営上、サービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定(以下「諸規定」といいます)を設けることがあります。それら諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。
- ◆第2条(会員規約の変更)
- 当社は、目的の遂行に必要な場合または経済情勢の変動等やむを得ない事情が生じた場合は、会員の承諾または会員への事前通知なく会員規約を追加、変更できるものとします。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の規約に基づくとします。
- 会員規約を変更する場合は、Webサイトへの提示、電子メール、文書を送信する方法など、当社が適当と判断する方法で、会員規約を変更する旨および変更後の会員規約の内容並びにその効力の発生時期を告知します。
- ◆第3条(会員の定義)
- 1.「会員」とは当社所定の加入申し込み書に記載された者全てをサービス対象者とし、「個人会員」と「法人会員」に分類されます。ただし、登録の届出(記載)、変更の届出(変更手続)が無い者は本サービスの対象外となります。
- 2.「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込手続き(会費の支払いを含みます)を行い、当社がこれを承認した者をいいます。会員希望者は本サービスの申し込みを行った時点で会員規約の内容を承諾したものとします。
- 3.「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住所として入会申込時に指定した住居をいいます。
- 4.「同居家族」とは、会員がサービス対象物件において入会申込時点で、あらかじめ当社所定の加入申込書に「同居家族」として記載された者であり、その者に限定して本サービスが受けられるものとします。記載、届出が無い者は本サービスの対象外となります。
- 5.会員と同居家族を含むて、会員と記載するものとします。
- 6.「法人会員の契約は、法人が本サービスの対象物件を社宅等として利用することを目的に当社と法人名義で契約(ただし法人につき契約扱い)とします。当該法人の役員または従業員その他の使用人等が本サービスの対象物件に入居する場合に限り、会員の登録(変更)の届出が無い者は本サービスの対象外となります。
- ◆第4条(本サービスの利用および種類)
- 1.会員は、会員規約の定めるところに倣い本サービスを利用することができます。
- 2.会員および同居家族は本サービスを利用できるものとします。ただし、会員規約または諸規定等に特約の定めがある場合はこの限りではありません。
- 3.会員は、会員および同居家族が本サービスを利用する場合において、会員規約や諸規定を自らが遵守する義務を負うものとします。
- 4.本サービスは、日本国内に限り提供されるものとします。
- ◆第5条(領渡禁止等)
- 会員は、会員規約および本サービスの利用規約に基づく権利義務を第三者へ譲渡、賃貸、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。
- ◆第6条(会員登録)
- 当社の入会の申込みを承認し、会員になった方が本サービスの提供を受ける場合、サービス提供時に会員であることを事前に確認いたします。
- ◆第7条(有効期限と更新)
- (1)本サービスの有効期間は加入申込書に記載されたサービス開始日(入居日)から起算するものとします。
- (2)会員が本サービスを更新する場合、当社が定める会費更新日までに支払うものとします。
- ◆第8条(変更の届出)
- 1.会員は、当社に届け出た加入申込書記載内容(氏名・住所・電話番号・同居家族情報)に変更があった場合は、当社所定の方法により速やかに変更手続きを行うものとします。また、加入申込書記載内容の変更は契約者である会員の申し出により行います。
- 2.前項に定める変更手続きが行われなかったことや変更手続きの遅滞により、会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。
- 3.会員は、申込情報に変更があるにもかかわらず、その届出を行わなかったときは、本サービスを受けられない場合があります。
- ◆第9条(解約・加入資格の取り消し)
- 1.会員が会費を滞り滞る場合には、契約者である会員の申し出により解約手続きを行うものとします。
- 2.会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員の不適切な会員資格を取り消すことができるものとします。
- (1) 当社は前項に本サービスの提供を停止することとします。
- (2) 入会申込時に虚偽の申告をした場合
- (3) 会員規約または諸規定に違反した場合
- (4) 不当な契約条件や不当な支払い等による本サービスの業務に支障をきたした場合
- (5) 当社及びその関係者等によるいざこざや損害をきたした場合
- (6) 本サービスを利用するに際し、会員の同意を得た後、本サービスの業務に支障をきたした場合
- (7) 会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
- (8) 会員の不正行為があった場合
- (9) 会員の不正行為があった場合、不正な行為を行うおそれがある場合
- (10) 不当な要求、不当な毀謗等、遅滞行為に該当すると判断した場合
- (11) 会員が不正行為があった場合、不正な行為を行うおそれがある場合
- (12) その他、当社が不適切と判断し、不正な理由に基いて正当な理由があり、また本サポートを提供することが困難で、不適切と判断した場合
- ◆第10条(個人情報)
- 1.当社は、本サービスの申込みまたは利用等を通じて知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」といいます)は、当社の個人情報取扱方針および個人情報利用目的(取り扱い)に基づいて従って取り扱います。会員は、当社の「個人情報取扱方針」および「個人情報の利用目的(取り扱い)」に基づいて従って自己の個人情報取り扱いに関する権利を行使するものとします。
- 2.会員は、当社が取り扱う個人情報を使用することあらかじめ同意するものとします。
- (1)本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発または、改善等に活用するための各種アンケートの実施
- (2)本サービス提供企業、再委託先への会員の個人情報の提供
- (3)本サービスの業務遂行に当たり当社は第三者に業務を委託する場合があります。この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先および本サービス提供会社(以下「提供会社」といいます)への会員の個人情報の提供
- (4)個人または公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
- (5)本サービスの運営維持のため、又は当社の施設利用に必要と認めるときは必要不可欠と判断したとき
- (6)法的承認に基づき本サービスの提供および関係先との対応のため
- (7)本サービスに関する情報を通知するため
- (8)当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業業務のため
- (9)本サービスの本来目的・付帯目的を達成・本サービスの提供若しくは会員の依頼に基づく本サービス提供のため、提供会社との間で取次ぎする場合があります。共同利用する場合
- (10)その他、当社が会員ののために必要と適正理由により判断したとき
- 3.会員は当社および提供会社が会員以下の個人情報の提供を所定の方法で取得し、これを利用することに同意します。
- (1) 姓名、生年月日
- (2) 郵便番号、住所、電話番号およびメールアドレス等の連絡先
- (3) その他当社が必要と判断した事項等
- ◆第11条(会費)
- 会員は、本サービスを利用するにあたり、所定の会費を支払うものとします。
- なお、支払われた会費は、当社が申込を承諾しなかった場合を除き、解約・取消し・解除等の場合でも返還しないものとします。
- ◆第12条(免責)
- 1.当社は、故意または重大な過失がある場合を除き、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む)等について、一切の責任を負いません。
- 2.当社は、故意または重大な過失がある場合を除き、会員がその有効期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益の発生等については一切の責任を負いません。
- 3.情報の漏洩について、これを会員に制限するものではなく、利用した責任は会員に帰属するとします。
- 4.当社は、次のいずれかに該当する場合もしくは会員が第9条2項各号に該当する場合または該当する恐れがあると当社が判断した場合、その他やむを得ない場合に、本サービスの提供をお断りする場合があります。
- ◆第13条(管轄裁判所)
- 本サービスに關し訴訟の必要性が生じた場合は、東京地方・簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
- 第二章 緊急かけつけサービス「おへやサポート」
- ◆第14条(サービス内容)
- 1.会員は次の各号のトラブルが生じたとき、専用フリーダイヤルで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または本サービスを受けることができます。

- (1) 鍵の紛失または故障等の鍵のトラブル
- (2) 水まわりのトラブル
- (3) ガラスのトラブル
- (4) ガス・給湯器のトラブル
- (5) 電気のトラブル
- (6) 建具のトラブル
- (7) 在宅確認
- 2.前項により当社が提供する緊急サポート対応の定義は次の通りとします。
- (1) 本サービスは60分以内の部品代を除く作業を「一次対応」といいます。
- (2) 部品交換および別途特殊作業が必要な場合で、再度訪問および作業を「二次対応」といいます。
- 3.鍵のトラブルサービスを会員が受ける場合は、次の当社解錠規定に準じた身分証明書(原本)を解錠作業前に提示できることが条件となります。身分証明書とは、印字されている住所が本サービス対象物件の所在地と一致している公的書類および会員本人の顔写真(免許証・マイナンバーカード 等)の原本とします。
- 4.作業費・部品代無料サービス
- 会員が14条第1項に記載する本サービスを利用し、現地に本サービスの対応定義を超え、会員の費負担が発生し、次の給付条件を満たした場合は、最大5,000円(税込)まで当社が負担します。
- (1) 給付条件
- ① 作業費・部品代補助金は、契約期間中1回までのサービスであること。
- ② 発生した実費負担が5,000円(税込)以内であること。
- ③ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。
- 5.会員は本サービスを利用した場合、管理会社とその他関係各社への状況報告のため現場写真を撮る場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
- ◆第15条(利用料金)
- 1.会員は、本サービスを、有効期間内において24時間365日、専用のフリーダイヤルで、無料にて利用できるものとします。ただし、前条第2項(1)に記載する60分を超過した作業代金、または同項(2)に記載する部品交換・別途特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金が、前条第4項に記載する金額を超える場合、会員が負担するものとします。
- 2.本サービスを受けた後に、二次対応が必要となった場合、会員は貴人又は当社の承認を得た上で、別途費用(作業料金・部品代)で当社に本サービスを依頼することができます。
- 3.当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。
- ◆第16条(免責)
- 次の各号のいずれかに該当するトラブルは本サービス対象外となります。
- (1) 入居前または入居当初からの故障・破損のトラブル(原状回復に起因するトラブル
- ただし、生活に支障がある水廻りの設備・故障の修理を入居日より対応。
- ※入居時の元々残っていた等の数値データトラブル(原状回復の範囲)は、管理会社様への報告となります。
- 物件や設備の状態によりは作業が出来ないケースがあります。
- (2) 建物共用部分に関わるトラブル(共用廊下、エントランス等)
- (3) 立会いができない場合のトラブル
- (4) 21:00以降、翌3:00までの時間帯における破損による解錠
- (5) 会員以外からの要請
- (6) 本サービス後の二次対応工事
- (7) 本サービス対象物件以外の物件でのトラブル
- (8) 迷入・転居等の理由での原状回復のための要請
- (9) 専用フリーダイヤルを利用しない場合
- (10) 本サービス以外に当社以外の者が必要と対応された場合の費用および未対応分
- (11) 本サービス以外で手配した業者が行った作業のトラブルおよびその継続作業
- (12) 会員が、会員規約等に違反した場合
- (13) 自然災害、天災、暴動等に起因する場合
- (14) 天災災害等の自然災害によりサービス対象物件への到着が困難であると判断した場合または本サービスのコールセンターにおいて会員からの要請が困難な場合
- (15) 会員の住居が難燃および当社のサービス提供が困難な山間部に変更になった場合
- (16) その他当社が不適切と判断した場合

第三章 補助金給付制度

- ◆第17条(サービス内容)
- 会員は次の各号の補助金給付制度を利用することができます。ただし、利用には事前申請を必要とします。
- (1) リックアップサポート
- (2) 盗割補助金
- (3) ガラス交換補助金
- (4) ガラス交換補助金
- ◆第18条(各種給付条件及び支払方法)
- 前条の補助金給付制度の給付条件及び支払方法は次のとおりです。ただし、当社は、補助金請求の受付業務および調査業務を行い、各補助金の給付条件をすべて満たし、当社が支払いに該当すると判断した場合に限り給付します。なお、給付には会員が事前申請を行い、当社が受理した場合に限り、支払いは契約者である会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末に補助金を振込します。
- (1) リックアップサポート
- 当社は本サービス期間中に、本サービス対象物件で、侵入盗割被害に遭い、被害に遭ってから3ヶ月以内に本サービス対象物件から会員が転居する場合は、その転居費用の一部として被害額に応じて見舞金(以下「見舞金」といいます)最大10万円(税込)を給付します。
- ◆見舞金の給付条件
- 本サービスにおいて見舞金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。
- 本サービス対象物件に対する第三者による侵入盗割被害が生じ、3ヶ月以内に当該物件の引渡しを完了しかつ、転居した賃貸借物件の賃貸借契約が完全に履行されていること。
- ① 侵入盗割被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完全に完了していること。
- ② 転居後の物件が、転居前の物件と同じ物件で契約した物件であること。
- ③ 見舞金の給付は、契約期間中1回までとします(2回目以降は対象外です)。
- ④ 給付に際し、当社が指定する必要書類を期日までに全て提出していること。
- ⑤ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。
- ◆除外事由
- 次の各号の、いずれかに該当する場合は、見舞金は給付されません。
- ① 会員の不在・転居していかれたことと起因し発生した侵入盗割被害および会員の故意または重過失による侵入盗割被害、その他会員の犯罪行為や会員の競争行為による侵入盗割被害
- ② 窓外へ侵入した侵入盗割被害
- ③ 会員および会員の同居人、親族、使用人、止指人、監人その他サービス対象物件に入出入りすることが可能な者が参加した行為による侵入盗割被害
- ④ 会員および会員の同居人、親族、使用人、止指人、監人その他サービス対象物件に入出入りすることが可能な者が在中の侵入盗割被害
- ⑤ 戦争その他の震災による侵入盗割被害
- ⑥ 地震、噴火、火災、爆発、風災、水災、雪災その他天災の影響による侵入盗割被害
- ⑦ 核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の発生の影響のもので侵入盗割被害
- ⑧ 前号以外の放射線照射又は放射能汚染による侵入盗割被害
- ⑨ 盗割の被害が無かった場合
- ⑩ 警察に連やけ届出をしていない場合
- ⑪ 侵入盗割被害が発生した日を含め5日以内に当社に報告しなかった場合
- ⑫ 転居後の再入居住宅物件の「物件・軽便不動産業者」が当社代理店以外の場合
- ⑬ 会員が会員規約等に違反した場合
- ⑭ その他当社が不適切と判断すべき合理的理由がある場合
- ⑮ 会員の所有物件以外の盗割被害(窃盗被害・共同利用・居客外は対象外)
- ◆見舞金の受付
- 当社は、見舞金請求の受付後、侵入盗割被害対象事故の調査(リックアップサポート)に関する各種問い合わせを含みます)を行うものとし、会員は事故発生後、速やかに以下に掲げる事項を当社に対し事前に報告するものとします。
- 見舞金の請求を行うときは、会員は見舞金請求書に次の情報を添えて当社に提出するものとします。なお、当社が指定した期日までに届出がされなかった場合は、見舞金は給付されないとします。
- ① 警察署が発行する盗難届出証明書および届出受理番号
- ② 当社所定の事故報告書
- ③ 盗割に遭った被害の被害額を証する書類
- ④ 被害状況現場の写真
- ⑤ 会員本人名義の金融機関口座番号等の情報
- ⑥ 転居後の賃貸借契約書の写し
- ⑦ その他当社が必要と認める書類
- ◆その他
- リックアップサポートによる見舞金の給付は、他のサービスの、保険等からの給付とは無関係に行うものとします。
- (2) 盗割補助金
- 本サービス期間中に鍵の紛失または故障等による鍵のトラブルにおいて、本サービスで解決がでな

- かったことを理由として、会員が有料補修施設を利用した場合に盗割料金の補助金として、最大10,000円(税込)までを給付します。
- ◆盗割補助金給付条件
- 本サービスにおいて盗割補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。
- ① 盗割補助金の給付は、契約期間中1回までとします(2回目以降は対象外です)。
- ② 発災に契約者である会員氏名の記載があり利用盗割施設名、日付入りの領収書を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。
- ③ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。
- (3) ガラス交換補助金
- 本サービス期間中にガラスのトラブルにおいて、ガラス交換を必要とし、会員がその交換費用を負担した場合に補助金として、最大30,000円(税込)までを給付します。
- ◆ガラス交換補助金給付条件
- 本サービスにおいてガラス交換補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。
- ① ガラス交換補助金の給付は、契約期間中1回までとします(2回目以降は対象外です)。
- ② 発災に契約者である会員氏名の記載があり依頼した作業店名、日付入りの領収書を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。
- ③ 保険会社より当該事故による保険金の支払いがなされていないこと。
- ④ 当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。
- ⑤ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。
- ◆除外事由
- 次の各号の、いずれかに該当する場合は、ガラス交換補助金は給付されません。
- ① 熱割れ等の自然災害、天災に起因するガラスのトラブル
- ② 会費以外が負担したガラスの交換費用
- (4) 自転車修理補助金
- 本サービス期間中に会員所有の自転車が破損し、会員が修理費用を負担した場合に補助金として、自転車修理専門店が発行した領収書の金額または最大2,000円(税込)の、いずれか低い金額を給付します。
- ◆自転車修理補助金の給付条件
- 本サービスにおいて自転車修理補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。
- ① 自転車修理補助金の給付は、契約期間中1回までとします(2回目以降は対象外です)。
- ② 自転車修理専門店にて修理した会員自身の所有の自転車であること。
- ③ 補償金の給付対象となる破損箇所は、タイヤ、チェーンに限り、
- ④ 発災に契約者である会員氏名の記載があり依頼した自転車修理専門店名、日付入りの領収書を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。
- ⑤ 当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、5日以内に当社へ提出していること。
- ⑥ 当社が適切と判断すべき合理的理由があること。
- ⑦ 修繕が必要となった日時および詳細な事故および破損状況の報告があること。
- ◆除外事由
- 次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車修理補助金は給付されません。
- ① 会員の所有ではない自転車の修理
- ② 会員自身で修理した自転車
- ③ 盗被被害
- ④ 戦争その他の震災による破損被害
- ⑤ 地震、噴火、火災、爆発、風災、水災、雪災その他天災の影響による破損被害
- ⑥ 核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の発生が影響したことで破損被害
- ⑦ 前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破損被害
- ⑧ 破損が無かった場合
- ⑨ 会員が、会員規約等に違反した場合
- ⑩ 会費が、適正に事故発生を起した場合

第四章 割引サービス

- ◆第19条(提供)
- 当社は会員に対して、身の周りのサービスを会員割引価格にて提供します。
- ◆第20条(利用方法)
- 会員はバレットに記載された内容等に従って自らの責任と負担により専用フリーダイヤルから割引サービスを利用できるものとします。
- ◆当社の定める割戻率(減価率)
- 当社は定める割引サービスについて、必要に応じて会員の承諾または事前通知なくサービス内容を変更または一部もしくは全部を廃止できるものとします。
- ◆第21条(適用)
- 割引サービスは会員が自らの責任と負担において提供施設を利用するサービスであり、割引サービスの利用により会員が損害を受けた場合であっても、会員は自らの責任と負担においてその問題解決にあたるものとし、当社に故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第五章 ストーカー被害見舞金

- ◆第23条
- 会員がストーカー行為の対象となった場合、それによる被害の拡大を防ぐため支援することを目的とし、この規約においてストーカー被害見舞金(以下「見舞金」といいます)を支払います。
- ◆第24条(対象となる会員)
- この規約において会員とは、「おへやサポート」会員規約(以下「規約」といいます)の適用を受ける会員(以下「会員」といいます)とします。
- ◆第25条(ストーカー行為の定義)
- この規約においてストーカー行為とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいいます。
- (1) 次ののから⑦のすべてに該当する行為
- ① 意図的またはそれが消滅されないことに対する強迫の感情またはこれらに類する感情に高ぶつてつきまとい、監視、押しかけ、暴行・脅迫、無言電話、その他不安、不愉快にさせる行為であること
- ② これらの行為が繰り返して行われること
- ③ これらの行為が会員またはその親族等と身近な関係にある者に行われること
- (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年5月24日法律第81号)に定める行為(前号に該当する行為を除きます)。
- ◆第26条(見舞金受取人)
- 1.2.の期間内に見舞金受取人は、「おへやサポート」の契約者(以下「契約者」といいます)とします。
2. 前項にかかわらず、会員が死亡している場合は、見舞金を請求することはできません。
3. 会員以外の者は、見舞金受取人となることはできません。
- ◆第27条(ストーカー被害見舞金)
- 1.「おへやサポート」会員が、日本国内において、次のストーカー行為の対象となり、入会期間中に警察にその旨の届出を行い、受理された場合には、以下の条件を満たした場合に限り見舞金を支払います。
- (1) 「おへやサポート」入会後に受けたストーカー行為であること
- (2) そのストーカー行為への防衛として防犯対策等の対応を行い費用の支出をしていること
2. 会員が被害者からストーカー行為を受けた場合または同一の者から一連のストーカー行為を複数回受けた場合とそれらについて警察への届出を複数回行っても、見舞金の支払いは契約期間中を通じて1回限りとします。
- ◆第28条(ストーカー被害見舞金額)
- 前条のストーカー被害見舞金額は、会員1名につき最大10万円とします。
- ◆第29条(見舞金を支払わない場合)
- 1.この条は、次の各号のいずれかの原因によってストーカー行為を受けた場合には、見舞金を支払いません。
- (1) 会員の故意
- (2) 会員によるストーカー行為の指示、その指示、助け、容認
- (3) 会員の過度の暴力や脅迫、重大な侮辱等によるストーカー行為と連関
2. 新規契約の申込日より以前に警察に届出したストーカー行為と一連のストーカー行為については、契約期間中に警察に届出しても見舞金は支払いません。ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日より以後に警察に届出した場合は、申込日から新たに行われたストーカー行為としての新たな届出とみなし第5条(ストーカー被害見舞金)を適用します。27条の届出が受理されなかった日から1か月以内(過去1か月内期間満了日の到来の日を早いとき)を当該届出日)に行われなければならないこと。その期間内に請求が行われない場合は見舞金を支払いません。

当サポートは2025年5月1日より
「おへやサポート」に生まれ変わりました。

インターネット・ライフライン設備案内シート

【仲介会社様へ】お申込書類返送時に必ず合わせてお送りいただけますようお願いいたします。

下記に✓チェックしていただき、お客様情報のご記入をお願いいたします。

☐ ライフラインサポートセンター株式会社WillPlaceより連絡が入る旨を了承しました。

お客様情報	
記入日	年 月 日
お名前	ふりがな
携帯電話	
生年月日	西暦 年 月 日
お引越し先住所	〒 -
マンション名 号室	号
入居希望日	年 月 日
備考	都市ガス ・ オール電化

本紹介シートでご提供いただいた個人情報は、当社 株式会社イマジン・コーポレーションの業務提携先である株式会社WillPlaceを通じ、①提携している各通信業者への情報提供 ②当社の商品、サービスに関する情報提供各種手続きを行うために利用いたします。

ご記入ありがとうございました。
0120-945-787 よりお電話させていただきます。



ライフラインサポートセンター

株式会社WillPlace

〒141-0031東京都品川区西五反田2-27-3 A-PLACE5階

フリーダイヤル 0120-945-787 TEL 03-6373-5633 営業時間 10時～19時(毎週水曜定休日)



お引越しされるお客様へ

インターネット・ライフラインご案内サービス



水道



電気



ガス



ネット

電気 ガス 水道

TOKYO GAS
Earth infinity

インターネット Wi-Fi

SoftBank 光

SoftBank Air

ドコモ 光

au ひかり

NURU 光

@nifty 光

ビッグローブ 光

USEN 光

BIGLOBE

快適な新生活をお送りいただけるようお客様に合わせた
お得にご利用できるライフラインをご案内いたします。

※不動産会社様より案内依頼をいただいたのち、お客様へライフラインのご案内をいたします。

利用開始までの流れ

ご案内 ■ ■ ■ 申込・手続き ■ ■ ■ 利用開始



(株) WillPlace より
お客様へご連絡いたします。



お得にご利用できるインターネット
電力・ガス・水道会社をご案内し、
利用開始の希望日程で手続きを進めます。



お手間な用意も一括手続きで
新生活を快適にスタート！

※代行手続きができない場合はお客様にて手続きをお願いする場合があります。/状況によりご入居日に間に合わない場合がございます。



左記QRコードで
事前登録を
お願いいたします！

お客様へ、下記フリーダイヤルからご連絡いたします。



0120-945-787

ご案内 株式会社WillPlace
営業時間10:00~19:00

必要書類

個人契約(居住用・事務所用)申込時必要書類

保証委託
申込書

【「個人情報の取扱いに関する重要事項」及び「保証委託契約概要説明」】を賃借人様へ手交後、同意欄☑または、申込書署名欄へ賃借人様直筆にてご署名を必ずお願い致します。

本人確認書類

・運転免許証
・健康保険証
・住民基本台帳カード
(生年月日記載のものに限る)

いずれか1点

賃借人様が未成年者の場合、お申込時に親権者様ご署名、ご捺印の【親権者同意書】が必須となります。

事務所用を契約の場合、ご契約書類当社送付時に、連帯保証人様の印鑑証明書(取得3ヶ月以内)も併せてご送付お願い致します。

個人契約(居住用・事務所用)申込時に必要に応じてご提出頂く書類

給 与 所 得 者	源泉徴収票 納税証明書
自 営 業 者	確定申告書写し 納税証明書 銀行利用明細(申込日同日のもの)
派 遣 社 員	就業条件明示書
内 定 者 ・ 転 職 者	内定通知書
学 生	学生証 合格決定通知書 預金通帳(過去3ヶ月分)
生 活 保 護	生活保護受給証明に関する書類(受給額が確認できる書類)
年 金 受 給 者	年金受給証明書(受給額が確認できる書類)
無 職	銀行利用明細(申込日同日のもの) 雇用保険受給資格者証
外 国 籍	在留カード(外国人登録証明書)表裏
ナ イ ト ジ ョ ブ (スナック、キャバクラ、風俗等)	賃料等合計額の6ヶ月相当の残高が証明できる通帳写し又は銀行利用明細(申込日同日のもの)

法人契約(居住用・事務所用)申込時必要書類

保証委託
申込書

【「個人情報の取扱いに関する重要事項」及び「保証委託契約概要説明」】を、ご来店されました賃貸借契約の契約法人ご担当者様へ手交後、同意欄☑、または、申込書署名欄へご担当者様直筆にてご署名を必ずお願い致します。

履歴事項
全部証明書

取得3ヶ月以内

決算報告書

2期分

法人契約(居住用・事務所用)申込時に必要に応じてご提出頂く書類

法 人 設 立 1 年 以 上	法人税の確定申告書
法 人 設 立 1 年 未 満	事業計画書
社 宅 利 用	入居者在職証明書